



秋田県公報

目次

訓令	ページ
秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令(八・総務課)……………	1
地域振興局の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令(九・総務課)……………	3
麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令(一〇・医務薬事課)……………	3
秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令(一一・森林整備課)……………	3
秋田県地方機関当直規程の一部を改正する訓令(一二・管財課)……………	4

訓 令

秋田県訓令第八号

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一県印の項中「地方部県民室長」を「地域振興局総務企画部長」に、「北秋田地方部大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改める。

別表第二知事印(一般文書用)の項及び知事印(小判用紙の文書用)の項中「地方部県民室長」を「地域振興局総務企画部長」に、「北秋田地方部大館地区総合事務所長」を「北秋田地域振興局大館地区総合事務所長」に改め、同表知事印(港湾施設使用許可)の項中「由利建設事務所長」を「由利地域振興局建設部長」に改め、同表

方 部 長
二四ミリメートル平方
地方部県民室長 北秋田地方部大館地区総合事務所長

を

「樹如」を「迦如、樹如」に改め、同表地方機関の長等印の項中

部長印の項中「部内各課室」を「部内各課局」に改め、同表本庁の課長等印の項中

楷書	楷書	楷書	楷書
秋田県地域	秋田県地域	秋田県地域	秋田県地域

印の項中	楷書	振興局部長	振興局長	振興局長			
	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">秋 県 務</td> <td style="text-align: center;">田 税 所</td> <td style="text-align: center;">県 事 長</td> </tr> </table>	秋 県 務	田 税 所	県 事 長	二二ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二四ミリメートル平方
	秋 県 務	田 税 所	県 事 長				
	一八ミリメートル平方	地域振興局の部長 北秋田地域振興局大館地区 総合事務所長	秋田地域振興局県税部長 地域振興局総務企画部県税 課長	地域振興局総務企画部長 北秋田地域振興局大館地区 総合事務所長			
県税事務所長	に改め、同表その他の						

税	を		
楷書 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">秋 田 県 地 域 振 興 局 長 納 税 証 明 用</td> </tr> </table> 一八ミリメートル平方 秋田地域振興局県税部長 地域振興局総務企画部県 課長	秋 田 県 地 域 振 興 局 長 納 税 証 明 用	楷書 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">秋 田 県 地 域 振 興 局 長</td> </tr> </table> 二二ミリメートル平方 総務部税務課長	秋 田 県 地 域 振 興 局 長
秋 田 県 地 域 振 興 局 長 納 税 証 明 用			
秋 田 県 地 域 振 興 局 長			

に、「建設事務所長」を「地域振興局建設部長」に改め、同表の備考一中「及び」を、「局及び」に改め、同表の備考二中「地方部県民室長、北秋田地方部大館地区総合事務所長」を「組織規則第十五条の四第二項に規定する事務所の長、県立大学

システム科学技術学部長、県立大学生物資源科学学部長、県立大学システム科学技術
研究科長、県立大学生物資源科学研究科長、県立大学総合科学教育研究センター長」に
改め、同表の備考に次のように加える。

三 この表において「地域振興局の部長」とは、組織規則第十五条の四第一項に
規定する部の長をいう。

四 地方機関の長等印の項に規定する地域振興局長の職印のうち、寸法が二十一
ミリメートル平方のものは県税の賦課徴収に關し作成する文書に使用する職印
であり、寸法が二十四ミリメートル平方のものはこれ以外の文書に使用する職
印である。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第九号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地域振興局の設置に伴う関係訓令の整備に關する訓令を次のように定める。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

地域振興局の設置に伴う関係訓令の整備に關する訓令

(単純労務の職員の給与に關する規程の一部改正)

第一条 単純労務の職員の給与に關する規程(昭和四十年秋田県訓令第十二号)の一
部を次のように改正する。

第九条第二項の表公用自動車整備管理業務手当の項、特殊自動車運転手当の項及
び除雪作業手当の項中「建設事務所」を「地域振興局建設部」に改め、同表ダム管
理・建設業務手当の項中「建設事務所若しくはダム管理事務所」を「地域振興局ダ
ム管理事務所」に、「建設事務所又はダム管理事務所」を「地域振興局ダム管理事
務所」に改める。

(徴税吏員等の指定等に關する規程の一部改正)

第二条 徴税吏員等の指定等に關する規程(昭和四十九年秋田県訓令第二号)の一部
を次のように改正する。

第一条第一項中「県税事務所」を「地域振興局総務企画部県税課(秋田地域振興
局にあつては、県税部)」に改め、同条第二項中「県税事務所」を「地域振興局
総務企画部県税課(秋田地域振興局にあつては、県税部)」に、「県税事務所
長」を「地域振興局総務企画部県税課長(秋田地域振興局にあつては、県税部
長)」に改める。

(秋田県道路監理員規程の一部改正)

第三条 秋田県道路監理員規程(昭和三十五年秋田県訓令甲第五号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条中「建設事務所」を「地域振興局」に改める。

(秋田県河川監理員規程の一部改正)

第四条 秋田県河川監理員規程(昭和四十年秋田県訓令第六号)の一部を次のように
改正する。

第二条中「建設事務所並びにダム管理事務所」を「地域振興局」に改める。

(秋田県公用自動車運行管理規程の一部改正)

第五条 秋田県公用自動車運行管理規程(昭和四十六年秋田県訓令第一号)の一部を
次のように改正する。

第三条第一項中「及び組織規則第三十条の二第三項に規定する北秋田地方部大館
地区総合事務所」を削り、「地方機関等」を「地方機関」に改め、同項第一号
中「地方機関等」を「地方機関」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、
「地方機関等」を「地方機関」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に
次の一号を加える。

二 地域振興局において管理している自動車の運行管理者 当該自動車が配置さ
れている部の長及び事務所の長

第四条第一項中「地方機関等」を「地方機関」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十号

健康福祉部

麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令

麻薬司法警察手帳規程(昭和二十八年秋田県訓令甲第十八号)の一部を次のように
改正する。

第五条中「福祉保健部長」を「健康福祉部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令
秋田県林産物極印取扱規程（昭和五十七年秋田県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「林務部長」を「農林水産部長」に改め、同条第二項中「林業政策課長」を「森林整備課長」に改める。

第四条第一項中「林業政策課長」を「森林整備課長」に、「総合農林事務所長」を「地域振興局農林部長」に改め、同条第三項中「林務部長」を「農林水産部長」に改める。

第六条第一項第七号、第八条第七項及び第十一条中「林務部長」を「農林水産部長」に改める。

様式第一号の備考5中「林務部長が林業政策課、総合農林事務所」を「~~農林水産部~~が~~森林整備課、地域振興局~~」に改める。

様式第三号中「林務部長」を「~~農林水産部長~~」に改める。
附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県地方機関当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十五年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県地方機関当直規程の一部を改正する訓令
秋田県地方機関当直規程（昭和三十六年秋田県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第五号及び第八号」に改める。
附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

印 刷 者

秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話：0862-876600
FAX：0862-876601
E-mail: matsubarasatsu@nifty.com

